

特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5924601号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

サクソフォンまたはクラリネットのマウスピース用クランプ

特許権者  
(PATENTEE)

スペイン国 シウガード レアル, イー-13  
580 アルモドヴァル デル カンポ, 5,  
シー/ファン ラモン ジメネス  
国籍 スペイン  
インヴェスティガシオネス マケガス,  
エス. エル.

発明者  
(INVENTOR)

エスピノサ フェッランド, フランシスコ

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2014-550740

出願日  
(FILING DATE)

平成24年 1月10日(January 10, 2012)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

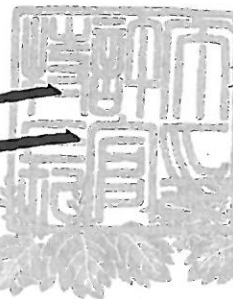
平成28年 4月28日(April 28, 2016)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成28年 4月28日(April 28, 2016)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 仁



特許証送付先

住所

〒534-0024  
大阪府大阪市都島区東野田町1-20-5

氏名

吉川 俊雄

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5924601号  
 登録日 平成28年 4月28日  
 出願番号 特願2014-550740  
 出願日 平成24年 1月10日  
 請求項の数 1  
 納付年分 第3年分まで  
 受領金額 6,900円  
 受領日 平成28年 4月 7日

重要 特許料の納付について

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。  
 なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありですので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、「納付期限日」までに、次の年分の納付が必要で、納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができ、追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要で、追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成31年 4月28日
第5年分	平成32年 4月28日
第6年分	平成33年 4月28日
第7年分	平成34年 4月28日
第8年分	平成35年 4月28日
第9年分	平成36年 4月28日
第10年分	平成37年 4月28日
第11年分	平成38年 4月28日
第12年分	平成39年 4月28日
第13年分	平成40年 4月28日
第14年分	平成41年 4月28日
第15年分	平成42年 4月28日
第16年分	平成43年 4月28日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。